

## 第Ⅱ部 具体的方策

### 第1章 優先的に取り組む事項

重点  
1

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学び・育ち合い

柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。

このことから、「子育て世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。

#### 【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進

柱2 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

京都市の子育て支援においては、幼児教育・保育の「質」と「量」の両面の充実を最重要事項として取り組んできました。

質の面では、国基準を上回る保育士配置や保育士の給与改善、私立幼稚園に対する独自の助成を継続するとともに、幼児教育・保育の従事者に対する充実した研修を実施しており、量の面では、第1期子ども・子育て支援事業計画のもとで計6,479人分の要保育児童の受入枠を新たに確保し（幼稚園における放課後等預かり保育を含む。）、保育を利用しやすいと実感いただける取組を推進してきた結果、2014（平成26）年度以降、年度当初における6年連続の保育所待機児童ゼロを達成しています。

今後とも、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な子どもの増加等に伴う、幼児教育・保育ニーズの更なる多様化など、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な子育て支援事業や幼児教育・保育の担い手確保も含めて、一層の支援の充実を図ります。



### 【主な取組】

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保，潜在保育士の再就職支援，就業継続支援の3つの観点からの保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 幼児教育の質を支えるための私立幼稚園における担い手確保の支援
- ・ 幼稚園，保育園<sup>\*</sup>，認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施

※ 本計画では，一部を除き，児童福祉法上の「保育所」を「保育園」として表記しています。  
なお，同法上「保育所」に含まれる保育所型認定こども園は，幼稚園型及び幼保連携型と併せて「認定こども園」と表記しています。

### 市営保育所の今後の役割

増加かつ多様化する保育ニーズに対し，質の高い幼児教育・保育を実践することで，子どもの健やかな育ちや学びを提供していくことを目的に，引き続き，公・民が一体となって京都市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

市営保育所では，その時々状況に応じて，先駆的な保育の取組や災害等予期することができない突発的な事象への対応など，公として果たすべき役割を果たしていきます。

また，2005（平成17）年2月の社会福祉審議会の答申を踏まえて，公・民の役割分担については，財政面だけでなく，あらゆる場面で検討を進めることとしており，引き続き，公としての役割について不断の検証を行い，民間移管に取り組みます。

なお，本計画の策定に伴い，「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」は廃止しますが，改定版に基づき，既に移管対象保育所としている保育所は民間移管を進めていきます。

### 柱3 保幼小の連携・接続による「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

乳幼児期の教育・保育は，子どもの健全な心身の発達を図るとともに，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また，そうした学びと育ちを小学校へ円滑に接続するとともに，更にその先の中学校・高等学校等との接続においても学びの連続性を踏まえた取組を推進することが，「知識及び技能の習得」，「思考力，判断力，表現力等の育成」，「<sup>かんよう</sup>学びに向かう力，人間性等の涵養」，ひいては「知・徳・体」の調和のとれた健やかな成長につながります。

このため，特に，保幼小接続の観点からは，就学支援シートやこどもみらい館における保育者の資質向上の取組など，これまでの京都市独自の取組に加え，乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を，関係団体との連携のもとに進めていきます。

### 【主な取組】

- ・ 小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ・ 小学校就学前施設と小学校の子どもとの交流
- ・ 小学校就学前施設と小学校の，教職員，保育士の交流及び研修の充実

## 若者のライフデザイン形成への支援

## 柱1 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進

ライフスタイルの変化やコミュニティの多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、若者が地域の行事等に関わることが難しくなっています。

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより、若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動等を通じて喜びや楽しみを感じることができるきっかけづくりとなる取組を推進します。

## 【主な取組】

- ・ 若者の地域交流事業の推進
- ・ 若者文化の発信

## 柱2 若者が持つ多様な力が発揮できる環境づくりの促進

自分の将来や進路等に対して不安を持つ若者は多く、若者が社会の担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長する支援を行うことが重要です。

このため、「ユースサービス（青少年の自己成長の支援）」の理念のもと、若者が社会を形成する主体（パートナー）として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を推進します。

また、2022（令和4）年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳を迎える新成人をはじめ、若者の成長をより一層促す取組を行います。

## 【主な取組】

- ・ キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ・ 若手アーティストの支援
- ・ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供

### 柱3 仕事・結婚・子育て等，将来に展望を持った社会人になることへの支援

近年，情報化やグローバル化等，若者を取り巻く環境は大きく変化しており，若者が明るい将来像を描きにくい状況にあります。また，ライフスタイルや人間関係の変化などにより，家庭，学校や職場に，居場所や頼れる人がなく，自分を受け入れてくれる環境を求めている若者もいます。

思春期及び青年期は，社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期であり，若者が自己肯定感を育み，将来の生き方を自ら考え，仕事・結婚・子育て等の自らの希望するライフデザインを形成するための取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ・ 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発



## 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

## 柱1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期など、子育て中の親が孤立しやすい状況となっており、子育て家庭の身近な地域において子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

このため、乳幼児期を中心とした親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るとともに、子育て家庭の悩みや不安に早期に気づき、必要な支援につなげます。

また、住民相互で行われる子育て支援活動についても児童館等の子育て支援施設や関係団体等との協力・連携により、活性化を図ります。

## 【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進

## 柱2 学童クラブ事業や放課後まなび教室等が連動した小学生の放課後等の居場所の充実

京都市では、学童クラブ事業における昼間留守家庭児童や放課後まなび教室における利用希望児童のすべての受入れを行うなど、学び・遊びを軸とした「放課後等の居場所」を提供しています。

共働き家庭の増加により、今後も利用ニーズの増大が見込まれるため、更なる実施場所の確保等の対策を推進していきます。

また、児童館における学童クラブ事業をはじめとする各事業において、学校・施設・地域・行政が連携して運営を行うとともに、事業間の融合を深めることにより、子どもたちが共に生き合い、育ち合う、安心・安全な居場所の充実を図っていきます。



## 【主な取組】

- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ・ 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進

## 身近な地域で求められる子育て支援機能のあり方

京都市では、子どもやその家庭を身近な地域全体で育み・支えていくため、当該地域のニーズや利用者の行動範囲などに応じて、必要となる子育て支援機能を確保してきました。

今後も身近な地域に必要な機能を確保・維持していくため、既存の施設や社会資源を最大限活用しながら、特にニーズの高い「乳幼児の子育て支援機能」や「学童クラブ機能」について、以下のとおり重点的に施策の充実を進めます。

機能	充実の方向性
乳幼児の子育て支援機能	児童館やつどいの広場などがいないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において、つどいの広場を少なくとも年に1箇所程度新規に確保する。
学童クラブ機能	利用ニーズを見極めながら、全小学校区で学童クラブ機能の確保に努める。 機能の確保・維持に当たっては、できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、利便性や移動の安全性を考慮した充実を図る。

### 柱3 身近な地域における若者の居場所や気軽に相談できる場所の確保

様々な不安や困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センターをはじめ、児童館や地域等の各機関が様々な取組を展開しています。とりわけ、気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所を確保することが重要です。

このため、青少年活動センターをはじめとした各機関が展開している居場所づくりや相談事業の充実を図ることにより、地域の身近な場所で若者の居場所や気軽に相談できる場所がより一層確保できるよう取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ・ 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進



## 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

## 柱1 ひとり親家庭の負担軽減のための支援、貧困等の課題を抱えた子ども・若者が希望を持って活躍するための支援の充実

貧困等の困難を抱える家庭に見られる、親子の関わりの不足や周囲からの孤立等の状況は、子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしており、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切るための支援策が求められています。

また、ひとり親家庭においては、経済的に厳しい状況が多いほか、経済状況に関わらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした現状のもと、子どもや若者が自己を肯定し、夢や希望を持って健全に学び、成長し、自立していくための支援とともに、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減する切れ目のない支援を、地域、関係機関、企業等と連携した多種多様なアプローチにより、総合的・複合的に推進します。

## 【主な取組】

- ・ 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ・ 困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化と  
きめ細かな情報提供

## 柱2 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

近年、児童虐待相談・通告件数が全国的に増加の一途をたどる中、児童虐待を要因とした幼い命が奪われる事案も発生する等、児童虐待対策に関する取組や機能強化が喫緊の課題となっています。

京都市においては、従来から、学校や関係機関との連携強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等、児童虐待に対して重点的に取り組んできましたが、地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもを守り抜くため、これまでの取組をより一層充実していきます。



## 【主な取組】

- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】

### 柱3 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

京都市では、様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等において、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

このような状況の中、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（2017（平成29）年8月）が国において取りまとめられたことを受け、本市においては、児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組や地域で子育て家庭を支える仕組みづくり等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。

#### 【主な取組】

- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実

### 柱4 ひきこもり状態にある子ども・若者への支援の充実

人と人のふれあいや社会とのつながりが希薄となり、孤立した状態に置かれているひきこもりについては、長期化、高齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっています。

京都市では、市民にとって分かりやすい支援の入口を示すとともに、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、ユースサービス協会をはじめとする地域・民間団体との協働のもと、教育、保健、福祉、雇用などの関係部局との連携を一層強化し、多様化・複合化した課題を抱える当事者や家庭に寄り添った支援に取り組んでいきます。

#### 【主な取組】

- ・ 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ・ 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ・ ひきこもり支援ネットワークの強化



## はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

## 柱1 子どもや若者を「社会の宝」として、社会全体ではぐくむ風土の更なる醸成

京都市では、「京都はぐくみ憲章」の理念のもと、市民や関係団体等が主体となり、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が醸成されてきました。

一方で、子どもや若者、その家庭が抱える課題やニーズはこれまで以上に多様化しており、それらを取り巻く社会環境においても、少子化の進行による人手不足、外国籍市民の増加や性差に関する意識の変容による多様性の尊重など、様々な変化が見られており、「はぐくみ文化」の更なる深化が求められます。

このため、各種啓発や多文化共生の取組などを通じ、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

## 【主な取組】

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援

## 柱2 市民ぐるみ、地域ぐるみで子ども・若者とその家庭を支援するネットワーク機能の更なる推進

京都市では全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子ども・若者を支援してきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域団体との協働はもとより、子ども・若者を支援するあらゆる関係機関・団体、学校、企業、市民、行政が手と手を取り合い、ネットワークの連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

## 【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）
- ・ 学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ・ 地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保



## 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

## 柱1 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつながる地域活動や社会貢献活動のほか、京都の強みである文化・芸術、暮らしの文化に触れることは、子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、これらに触れ、参加する機会を積極的に創出します。



## 【主な取組】

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
- ・ 若者の地域コミュニティへの参加機会の提供

## 柱2 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。このため、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」を推進してきました。

家庭生活や仕事を単なる手段ではなく、各人の生き方に関わることとして捉えたうえで、両者がともに豊かなものとなるよう、「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など、「働き方改革」の取組を実践していきます。

## 【主な取組】

- ・ 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- ・ 地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等の働き方改革の推進
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実